

別紙

1. 助成金の対象とならない経費

○団体の運営費

○飲食に関する経費

自己財源で賄う場合又は相応の理由が認められる場合はその限りではない。

○景品費

自己財源で賄う場合又は相応の理由が認められる場合はその限りではない。

2. 助成金申請にかかわる支出科目の取扱基準

科 目	説 明	例
消耗品費	一時又は数回により消費する物品や単価が僅少な物品	文房具、用紙等
備品費	比較的長期に使用できる器具、備品	机、カメラ等
材料費	事業の参加者や講師等が使用する材料費	工作、手芸品等の材料費 食材費
諸謝金	事業のための講師に対する謝礼等	
印刷費	関係資料等の印刷や製本費	チラシ、パンフレット等
広報費	広報紙等の印刷製本費	
交通費	事業に関する会議に出席するための交通機関等の運賃	電車賃、バス賃
通信運搬費	切手、電話代等の通信運搬にかかる費用	切手、ハガキ
研修費	研修会等の開催費及び研修会に出席するための費用	
使用料	事業等で使用する会場使用料	
賃借料	事業で使用する物品等のレンタル料	レンタカー、機器のレンタル料
会議費	会議時のお茶菓子等	事業時の参加者に対するお茶菓子等
保険料	損害保険料	
修繕費	備品等の修理代	
手数料	専門的な知識や技術を要する役務に対する費用	検査手数料、振込手数料等